# 第4回阿蘇市議会会議録

- 1. 令和 3 年 11 月 26 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2. 令和 3 年 11 月 29 日 午前 10 時 00 分 開議
- 3. 令和 3 年 11 月 29 日 午後 0 時 04 分 散会
- 4. 会議の区別 定例会
- 5. 会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6. 出席議員及び欠席議員

# 出席議員

| 1  | 番 | 佐  | 藤 | 和 | 宏 | 2  | 番 | 佐  | 藤 | 菊  | 男  |
|----|---|--|---|---|---|----|---|----|---|----|----|
| 3  | 番 | 児  | 玉 | 正 | 孝 | 4  | 番 | 甲  | 斐 | 純- | 一郎 |
| 5  | 番 | $\overline{\underline{\underline{\Lambda}}}$ | 石 | 昭 | 夫 | 7  | 番 | 岩  | 下 | 礼  | 治  |
| 8  | 番 | 谷  | 﨑 | 利 | 浩 | 9  | 番 | 園  | 田 | 浩  | 文  |
| 10 | 番 | 菅  |   | 敏 | 德 | 11 | 番 | 市  | 原 |    | 正  |
| 12 | 番 | 森  | 元 | 秀 | _ | 13 | 番 | 大  | 倉 | 幸  | 也  |
| 14 | 番 | 田  | 中 | 弘 | 子 | 15 | 番 | 五. | 嶋 | 義  | 行  |
| 16 | 番 | 藏  | 原 | 博 | 敏 | 17 | 番 | 古  | 木 | 孝  | 宏  |
| 18 | 番 | 田  | 中 | 則 | 次 | 19 | 番 | 河  | 﨑 | 德  | 雄  |
| 20 | 番 | 湯  | 淺 | 正 | 司 |    |   |    |   |    |    |

# 欠席議員

- 6 番 竹 原 祐 一
- 7. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

|       | 市   |     |      | 長   | 佐   | 藤 | 義   | 興        | 副   | Ħ    | Ħ    | 長  | 和 | 田 | _  | 彦 |
|-------|-----|-----|------|-----|-----|---|-----|----------|-----|------|------|----|---|---|----|---|
|       | 教   | 幫   | Ĩ    | 長   | 坂   | 梨 | 光   | <u> </u> | 総務部 | 『長(選 | 管事務局 | 摄) | 髙 | 木 |    | 洋 |
|       | 市民部 | 長(福 | 祉事務所 | 長)  | 宮   | 﨑 |     | 隆        | 経   | 済    | 部    | 長  | 冏 | 部 | 節  | 生 |
|       | 土木部 | 8長( | 水道局  | 長)  | 藤   | 田 | 浩   | 司        | 教   | 育    | 部    | 長  | Щ | 口 | 貴  | 生 |
|       | 阿蘇医 | 療セン | ター事務 | 部長  | 井   | 野 | 孝   | 文        | 総   | 務    | 課    | 長  | 村 | 山 | 健  | _ |
|       | 福   | 祉   | 課    | 長   | 松   | 岡 | 幸   | 治        | 農   | 政    | 課    | 長  | 佐 | 伯 | 寛  | 文 |
|       | 建   | 設   | 課    | 長   | 中   | 本 | 知   | 己        | 財   | 政    | 課    | 長  | 廣 | 瀬 | 和  | 英 |
|       | 教   | 育   | 課    | 長   | 藤   | 井 | 栄   | 治        | 監査  | 委員   | 事務月  | 昂長 | 渡 | 邉 | _  | 倫 |
|       | 政第  | 6 防 | 災課   | 長   | Щ   | 本 | 繁   | 樹        | ほ   | けん   | い 課  | 長  | Щ | 中 | 昭  | 人 |
|       | 観   | 光   | 課    | 長   | 秦   |   | 美 保 | 子        | 住   | 環境   | 意 課  | 長  | 加 | 藤 | 勇二 | 郎 |
|       | 市   | 民   | 課    | 長   | 森   | 永 | 智   | 保        | まな  | うづく  | くり誤  | 長  | 荒 | 木 |    | 仁 |
|       | 税   | 務   | 課    | 長   | 市   | 原 | 修   | 二        | 波   | 野 🕏  | 支 所  | 長  | 岩 | 下 | 勝  | 則 |
| 8. 職務 | 务の: | ため  | 出席   | した事 | 務局職 | 員 |     |          |     |      |      |    |   |   |    |   |

議会事務局長 本 山 英 二 議会事務局次長 市 原 多喜男

#### 記 山 本 悠 未 書

### 9. 議事日程

### 開議宣告

### 議事日程の報告

| 口住男 1 報百男 11 方 ・ 导伏処力の報百についし | 日程第 1 | 報告第 11 号 | 専決処分の報告について |
|------------------------------|-------|----------|-------------|
|------------------------------|-------|----------|-------------|

| 日程第 1 | 報告第 11 号 | 専決処分の報告について                    |
|-------|----------|--------------------------------|
| 日程第 2 | 承認第 13 号 | 専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算(第8号)に |
|       |          | ついて                            |

阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定に 日程第 3 議案第 74 号 ついて

日程第 4 議案第 75 号 阿蘇市部設置条例等の一部改正について

日程第 5 議案第 76 号 阿蘇市監査委員に関する条例の一部改正について

日程第 6 議案第 77 号 阿蘇市手数料条例の一部改正について

日程第7 議案第78号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について

日程第 8 議案第 79 号 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について

日程第 9 議案第 80 号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第9号)について

日程第 10 議案第 81 号 令和3年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第3号)につ

いて

令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) 日程第 11 議案第 82 号

について

日程第 12 議案第 83 号 令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第4号)に

ついて

日程第 13 議案第 84 号 令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3

号) について

日程第14 議案第85号 令和3年度阿蘇市病院事業会計補正予算(第3号)について

公の施設の指定管理者の指定について(阿蘇内牧ファミリーパ 日程第 15 議案第 86 号

ーク「あそ☆ビバ」)

日程第 16 議案第 87 号 公の施設の指定管理者の指定について (阿蘇中央公園)

所得税法第56条の廃止を求める陳情書 日程第17 陳情第1号

日程第18 議会活性化特別委員会調查報告

# 午前 10 時 00 分 開議

# 1 開議宣告

### ○議長(湯淺正司君) おはようございます。

ただ今の出席議員は 19 名であります。6 番議員、竹原祐一君につきましては、所定の手 続を経まして欠席の届けを受けております。したがいまして、定足数に達しておりますので、 これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりです。 本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

それでは、早速議事に入ります。

### 日程第1 報告第11号 専決処分の報告について

〇議長(湯淺正司君) 日程第 1、報告第 11 号「専決処分の報告について」を議題といた します。

経済部観光課長の説明を求めます。

観光課長。

#### ○観光課長(秦 美保子君) おはようございます。

それでは、議案集 1 ページをお開きください。報告第 11 号、専決処分の報告について。 下の提案理由です。本件は、令和 3 年 3 月 27 日、阿蘇市三久保において発生した一般車両 の物損事故について、同年 10 月 4 日に示談が成立、地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基 づき専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するものです。

2 ページをお願いします。専決処分書。市は、次のとおり損害賠償の額とそれに伴う和解事項を決定する。1、損害賠償の相手。損害賠償の相手は、記載のとおりです。2、事故の詳細。令和3年3月27日午前11時頃、阿蘇市三久保285番地付近の田子山里道において、田子山展望所を訪れた甲の車両が走行中、里道に敷設のグレーチングが跳ね上がり、車両底部に損害を与えたものです。3、損害賠償の額。市は、甲に対し39万7,918円を支払う。甲の損害額39万7,918円、市の過失割合10割。4、和解事項。本件事故に関して、今後、双方とも裁判上または裁判外において一切異議申立て及び請求を行わないことを確認する。

補足説明をします。事故のあった場所は、市道内牧幹線 5 号沿いの向ノ平公民館脇から入る里道で頂上の田子山展望所まで 2 キロあるうち、下から 300 メートル付近のところでした。甲の妻が運転するSUV車が下りを走行中、道路に敷設してあったグレーチングが跳ね上がり、車両底部のガソリンタンクやパイプ等を破損したものです。グレーチングは、特に縁が経年劣化し、ずれが生じており、適切に設置されていない状態でした。なお、損害額の内訳として、車両の修理代が 22 万 2,492 円、北九州市までのレッカー代及び代車代が 17 万 5,426 円となっています。なお、里道については、市の所有及び管理となっておりまして、市の加入の保険の対象にもなっています。今回は、観光客ということで観光課で対応しています。

今後、事故防止のため、田子山展望所を地域のスポットとして案内している地元、内牧繁栄会や旅館組合、観光課と安全対策を進めることとしており、現在、注意看板の設置やSNSを使った注意喚起を行っております。

以上、御報告申し上げます。

- ○議長(湯淺正司君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 10 番議員、菅敏徳君。
- **○10番(菅 敏徳君)** 10番議員、菅でございます。

地元の議員として 2、3 点質問いたしますが、グレーチングが跳ね上がって、車に損害を 与えたという主旨でございますが、私は、これだけの問題ではなく、里道全体に問題がある と思います。そこで、里道全体の質問をしたいと思いますが、議長、お許しいただきたいと 思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(湯淺正司君) はい、いいです。
- O10 番(菅 敏徳君) それでは、お許しがありましたので、少し横道にそれますが、質問をさせていただきます。

田子山展望所は、北外輪の数少ない貴重な観光資源の一つであります。土曜・日曜は、多くの県外の方々が訪れて、にぎわっておりますが、私も小さいときから慣れ親しんだ里道でございまして、よく里道の状況を把握しております。この里道の整備は、治山の堰堤工事の取付道路ということから始まり、整備されておりました。その里道が麓の参勤交代道路へとつながっており、所有者は国だと思っております。このような事故の場合、管理者の市だけの責任になるのか。この里道は、昔から牛馬を連れて、牧草地に運ぶ、踏みたて道みたいな里道でございました。ということで、国からこの里道を車で移動してもいいですよということがあったのかとか、国が少し責任を持つようなこともあるんじゃないかと思ったわけでございますが、そのあたりを聞きたいと思っております。

また、この里道は、非常に幅員が狭くて、離合するのがやっとでございます。そういった 里道でございますので、接触事故等が昔あったように私も聞いていますが、その辺の報告は なかったのか、そのことを質問いたします。

- 〇議長(湯淺正司君) 建設課長。
- 〇建設課長(中本知己君) お答えいたします。

里道の維持管理につきましては、もともと議員が言われている国有財産でございますが、 平成 17 年までに各自治体が無償で譲渡を受ける手続を行っておりまして、阿蘇市が管理するということになっております。

- 〇議長(湯淺正司君) 観光課長。
- **○観光課長(秦 美保子君)** 接触についてはきちんとした報告はないんですが、腹をこすったという報告は受けております。車同士の接触事故は、私のほうでは把握していません。 申し訳ございません。
- 〇議長(湯淺正司君) 菅敏德君。
- **O10 番(菅 敏徳君)** 私が聞いた範囲では、接触事故等があった、レッカー車が何台か行ったという情報も聞いておりますが、市にはこのような報告がなかったのかと今思っているところでございます。事故をなくすためには、道路の拡幅工事等が行われて、車がスムーズに離合できるように国と協議して整備しなければならないわけでございますが、そのよう

な拡幅工事などの計画が可能なのか、また計画があるのか、質問いたします。

- 〇議長(湯淺正司君) 観光課長。
- **○観光課長(秦 美保子君)** そこは、こういったことになっておりますので、これから調査をしたりして、そして可能であっても、どうするかは、またこれからの皆さんとの協議になるかと思います。
- 〇議長(湯淺正司君) 菅敏德君。
- **○10 番(菅 敏徳君)** このような拡幅工事の計画などがないとなれば、やはりこの里道の状況を考えた場合、もっと大きな事故が起きる可能性があります。と言いますのが、この里道沿いに大きな谷川があります。その谷川と里道が3メートルぐらいしかなくて、谷川に車が転覆して谷底に落ちる可能性が極めて高い道でございます。そういったところで、この道路を地元住民の方々と協議して、遊歩道とし、地元関係者以外は車の乗り入れをしないという協議もしていかなければいけないのではないかと思っております。やはりすごく危険度の高い里道でございますので、そういった方向性でいけば、このような事故がなくなるのではないかと思っておりますが、観光課長、その辺をどうお考えでしょうか。
- 〇議長(湯淺正司君) 観光課長。
- **○観光課長(秦 美保子君)** その辺についても、やはり関係者とかいろんな方たちと協議をする必要があると思いますので、あそこを頂上までどういった上がり方をするのか、以前、田子山絆の森委員会ですか、あちらが向こう側から遊歩道をつくられておりますので、そういった道がまた使えるのか、徒歩と危険な箇所の補修と両面で皆さんと協議しまして、検討してまいりたいと思います。
- ○議長(湯淺正司君) 他に質疑はありませんか。9番議員、園田浩文君。
- **〇9番(園田浩文君)** 9番、園田です。

先日も私は上のほうまで上っていきましたら、かなり県外の車が多くて、10 台ぐらい上の駐車場に止まっていたように感じております。週末には、SNSが非常に発信されております。内牧もかなり経済波及効果といいますか、観光客があそこを目指して来られる方も多数おられるように感じております。里道の幅員が狭いのは、今、菅議員が言われたように私も感じておりますけれども、内牧の繁栄会の方々が離合箇所あたりを細かく看板にして置いてありますので、あれを参考にして上られる方もいらっしゃるのかなと感じております。

それと、グレーチングの事故のあったところは、今、土のうで応急的に処置がしてあるわけですが、もう1か所、上のほうに徐行の看板が出ているんですけれど、あそこの段差に少し車が腹をこすったような形跡があるので、あれは観光課と建設課のほうで一度現地に行っていただいて、何か処置をしてもらわないと、また同じような事故が起こる可能性があるのかなと感じております。かなり観光客の方が来られております。そちらの対応をお願いしたいと思っております。

- 〇議長(湯淺正司君) 観光課長。
- ○観光課長(秦 美保子君) はい、分かりました。腹をこするという報告は聞いておりま

すので、そこだけは早期に手当てしたいと思っております。

○議長(湯淺正司君) 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

お諮りいたします。日程第2、承認第13号「専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正 予算(第8号)について」は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略 いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 御異議ないものと認めます。よって、承認第 13 号は、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

# 日程第2 承認第13号 専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第8号)について

〇議長(湯淺正司君) 日程第2、承認第13号「専決処分した令和3年度阿蘇市一般会計補 正予算(第8号)について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

**〇財政課長(廣瀬和英君)** おはようございます。

ただ今議題としていただきました承認第 13 号、専決処分した令和 3 年度阿蘇市一般会計 補正予算(第8号)について、御報告申し上げます。

別冊1の1ページをお願いいたします。本件につきましては、新型コロナウイルス感染症 に係る3回目のワクチン接種の適正かつ円滑な実施に向け、11月2日付けで専決処分を行っ たものでございます。

まず、第 1 条になります。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 8,962 万 9,000 円を追加し、歳入歳出それぞれ 178 億 8,704 万 1,000 円と定めております。

次に、第2条、繰越明許費の補正ですが、こちらは4ページをお願いします。4ページでは、第2表、繰越明許費補正といたしまして約2億円を繰り越すこととしており、今年度から来年度にかけて継続的に感染予防に努めていく計画でございます。

それでは、まず歳入予算から御説明させていただきます。 7 ページをお願いします。 7 ページは、いずれもワクチン接種に係る国庫支出金を計上しております。上の段はワクチン接種対策費負担金といたしまして既計上予算に 9,394 万 5,000 円を追加、下の段はワクチン接種体制確保事業費補助金といたしまして 9,568 万 4,000 円を追加計上しております。歳入は、以上 2 項目になります。

次に、歳出予算について御説明いたします。9 ページをお願いします。こちらは、前のページからの続きになりますが、目 15 新型コロナウイルスワクチン接種費になります。主な項目といたしましては、9ページの下から4行目、予防接種業務委託料として9,394万5,000

円、その1つ下の予約センター業務委託料として 6,362 万 3,000 円、また、次の 10 ページの一番上、ワクチン配送委託料を 1,231 万 4,000 円追加しており、その他の経費も含めて、全般的に 3 回目のワクチン接種に係る費用を追加計上しております。また、中止しました集団接種に係る費用、例えば 9 ページの下から 2 行目、集団接種会場設営委託料 $\triangle 600$  万円、それから 10 ページの一番下になります集団接種協力金 $\triangle 960$  万円等々につきましては、集団接種中止に伴い、今回すべて減額、ゼロ計上としております。なお、今回の補正予算の財源につきましては、すべて国庫支出金で対応する予定でございます。

以上、説明を終わります。御承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(湯淺正司君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 8 番議員、谷﨑利浩君。
- ○8番(谷崎利浩君) 質疑といいますか、先日、全員協議会で案内の方法について少し説明がありましたけれども、1回目、2回目は分からないうちに過ぎましたが、3回目はまた同じことの繰り返しでは少しないみたいですので、高齢者の方あるいは持病を持っている方、一般の方、それぞれ受付の仕方が違うような説明を受けましたので、住民の方に混乱がないように誘導してあげていただきたいと思います。よろしくお願いします。
- 〇議長(湯淺正司君) ほけん課長。
- **○ほけん課長(山中昭人君)** 住民の方への周知ということでございますが、基本的には 1 月の後半に立ち上げます予約センターでの受付がメインとなってまいります。ただし、高齢者の方につきましては、1、2 回目接種時には病院での受付をメインとしたため、病院での受付も可能としますが、基本は予約センターでの受付ということで周知を図っていきたいと思っております。
- 〇議長(湯淺正司君) 市民部長。
- **〇市民部長(宮崎 隆君)** 補足ですが、病院枠については一般の市民に対して周知はいたしません。あくまでも予約センターという形です。病院側が外来等で来られたときに独自に予約を取るということは認めますという措置を取っていますので、一般の周知については、予約センターで予約、病院への直接の電話等の予約はできませんという案内になります。
- 〇議長(湯淺正司君) 谷﨑利浩君。
- **○8番(谷崎利浩君)** では、高齢者とか持病をお持ちで先に打った方々は病院でもいいということでいいんですか。
- 〇議長(湯淺正司君) 市民部長。
- ○市民部長(宮崎 隆君) 高齢者の方が先に打ちましたので、おのずから8か月を過ぎた2月頃からは高齢者の方々になるんですが、その方々に対してもあくまでも予約センターでの電話またはインターネットでの予約という周知しか行いません。ただし、病院側が1、2回目の予約のときに、特に高齢者、75歳以上の方々については直接病院に電話をして予約された方が非常に少ないので、病院の配慮で予約を取ることも認めますという形にしていますので、市民向けにはあくまでも予約センターという形を取ります。
- ○議長(湯淺正司君) 他に質疑ありませんか。

17番議員、古木孝宏君。

O17番(古木孝宏君) その関連ですが、4月以降は予約センターとなっていましたよね。 今おっしゃったように、一般の方々も4月以降に病院に行って受付はできないわけですか。 絶対予約センターだけ。ほかの外来にかかって、行って、今度、先生と話して、日にちを決めるとか、前回がそういうことで、後でできましたよね。予約センター以外で。病院に行ったら、この日が空いていますからいいですよということで、当初は予約センターで受けてくださいだったんですが、病院は受付をしてくれたんです。だから、そのあたりを明確にしないと、予約センターばかりでなくて、外来でかかっている方が行ったときに、今度何日が空いていますからいいですよということがあれば助かるかと思います。そこはいかがですか。

〇議長(湯淺正司君) 市民部長。

○市民部長(宮崎 隆君) 1、2回目の予約センターは7月14日に開設いたしましたけれども、それ以降は病院で独自に予約は取っていません。それは、7月14日に始まったんですけれども、7月の前半とか6月の後半に予約されている方が、病院が空いていなかったので、8月とか7月14日以降に先に予約をしている部分と重複する部分があります。予約センターで新しく予約する分と、その前に予約をしていた分が7月14日以降、その後に入ったと。それと、今、議員がおっしゃった病院が独自で入れたというのは、キャンセルをしたときに、対策班のほうでキャンセルの登録を全部やりました。キャンセルが出たときには、こちらから病院に案内をして、予約を取りますという形をしていましたので、その関係が結構あったんです。だから、今、議員が言われた件は、その件じゃないかと思います。基本的に予約センターが始まったら、病院が独自でというのは、今回で言うなら4月以降ですね。ただ、4月以降も、2月、3月に予約を取るときに、病院が独自枠を取るときに、3月がいっぱいだったら、2月とか3月の段階で4月の一部の予約を入れることは認めます。4月1日になってから新しくというのを認めないという形です。

○議長(湯淺正司君) 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯淺正司君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、承認第13号を採決いたします。承認第13号は、承認することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(湯淺正司君) 御異議なしと認めます。したがって、承認第 13 号「専決処分した 令和 3 年度阿蘇市一般会計補正予算(第 8 号)について」は、承認することに決定をいたし ました。

日程第 3 議案第 74 号 阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定に

#### ついて

〇議長(湯淺正司君) 日程第 3、議案第 74 号「阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責 に関する条例の制定について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(髙木 洋君) おはようございます。

議案書に戻っていただきまして、3 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 74 号、阿蘇市長等の損害賠償責任の一部の免責に関する条例の制定について、御説明を申し上げます。

まず、提案理由でございます。3 ページ、下のほうになります。本件は、地方自治法に規定する普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責を適用するため、本条例を制定するものでございます。3 ページを基に御説明を申し上げます。

まず、第1条、趣旨でございます。この条例は、地方自治法第243条の2第1項の規定に基づき、市長もしくは委員会の委員もしくは委員または職員の市に対する損害を賠償する責任の一部の免責について必要な事項を定めるものでございます。

第2条をお願いします。第2条に損害賠償責任の一部免責について規定をいたしております。市長等の市に対する損害を賠償する責任は、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときには、賠償の責任を負う額から、地方自治法施行令に基づきまして基準給与年額に、第1号といたしまして市長の場合は6、第2号といたしまして副市長、教育委員会の教育長もしくは委員、選挙管理委員会の委員または監査委員は4、第3号といたしまして農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員または地方公営企業の管理者については2、第4号といたしまして第2号に掲げる職員以外の職員、つまり私たち一般職の職員になりますけれども、1をそれぞれ乗じた額を控除して得た額について免れるものとするものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は、公布の日から施行することといたしております。また、4 ページの新旧対照表も付けさせていただいております。今回の地方自治法第 243 条の2の追加に伴いまして、関係条例、参照条項番号にずれが生じましたので、阿蘇市水道事業の設置等に関する条例及び阿蘇市病院事業の設置に関する条例につきまして、「第 243 条の2」を「第 243 の 2 の 2 」に改正を行っております。

今回、地方自治法に新しい条項が追加されました経緯といたしましては、善意でかつ重大な過失がないとき、つまり軽過失の場合において、これまで膨大な個人責任を追求されるケースがるる発生をいたしております。首長の政策実現、また職員等が行う業務遂行に際しまして、これらを恐れるがあまりに萎縮してしまいまして、本来行政としてやるべき取組、多種多様な政策展開ができなくなってしまうことが非常に地方自治法上も懸念されてまいりました。こういったことから、この地方自治法の改正に至ったものでございます。

熊本県内におきましても、順次この条例の制定がなされておりますし、阿蘇郡市内におきましても7市町村、また広域も含めたところで12月本議会にそれぞれ上程予定となってお

ります。

なお、損害賠償の責任、すべてのケースで免責がなされるわけではございません。あくまでもその職務を行うに当たりまして、善意でかつ重大な過失がないとき、いわゆる軽過失に限り一定額以上の賠償責任を免れるものでございます。

以上、御提案を申し上げますので、御審議賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。 〇議長(湯淺正司君) ただ今議案第74号の説明がありましたが、本議案につきましては、 地方自治法第243条の2第2項の規定により監査委員の意見を聞くこととなっております。 つきましては、文書にて回答をいただいておりますので、ただ今から配付いたします。

〔資料配付〕

**○議長(湯淺正司君)** ただ今配付しましたが、本件につきましては、議長名で本条例案に対する意見を求め、監査委員からは異議ありませんとの回答をいただいておりますので、御報告いたします。

それでは、これより質疑を行いますが、ただ今議題となっております議案第 74 号から議 案第 87 号まで、並びに陳情第 1 号の質疑は、御承知のように、会期中の日程に従って、各 常任委員会に付託をされます。したがって、自己の委員会の件についての質疑は御遠慮願い たいと思います。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16 番議員、藏原博敏君。

**〇16 番(藏原博敏君)** 総務部長に議案第74号について質問をいたします。

条文とか条例とか提案理由はこれに書いてありますのでよく分かりますけれども、やはり 我々議員が理解できますように具体的な数値を上げながら、例えば市長の場合はどうだと、 監査委員さんの場合はどうだと、そして、職員の場合はこれを限度に免責が与えられるとい う部分を説明していただくと我々も理解しやすいと思いますが、いかがでしょうか。

- 〇議長(湯淺正司君) 総務部長。
- ○総務部長(髙木 洋君) ただ今御質問いただきましたので、仮ということで金額を設定して、まず説明をさせていただきたいと思います。

市長個人に対して、例えば1億円の賠償、そういったものが求められた場合、あくまでも 条件といたしましては、善意かつ重大な過失がない場合が限定になりますけれども、1年間 の基準給与年額が1,000万円だとしますと、1億円から1,000万円掛ける6倍ですので、 6,000万円を引いた残りの4,000万円、この4,000万円について免除をいたす、そういった 基準になってきます。

私たち職員、例えば私個人が 1,000 万円の賠償を市から直接求められた場合、私の年間給与年額が 700 万円であれば、1,000 万円から 700 万円を引いた 300 万円、その 300 万円については免除をいたします、700 万円は払ってください、こういった条例になってきます。

○議長(湯淺正司君) 他に質疑ありませんか。

13 番議員、大倉幸也君。

O13番(大倉幸也君) 13番、大倉です。質問いたします。

先ほど説明がありました善意でかつ重大な過失がないときに膨大な額の損害賠償を求められるという話が近年多くなっているという話がありましたけれども、どういった事例があるのか、何件ぐらいあるのか、そういうところは分かりますか。

- 〇議長(湯淺正司君) 総務課長。
- ○総務課長(村山健一君) 手元にございますのが、平成17年4月から平成28年、この法改正に当たって国の第31次地方制度調査会でありました際の資料でございますけれども、およそ1億円を上回るような損害賠償請求が12件ほどございまして、一番近場では、御船町の損害賠償事案等が皆さん方も記憶に新しいところではないかと思います。一番高額な請求ですと、外郭団体に対する補助金の支出、これが神戸市でございますが、55億3,900万円という賠償請求がなされている事案があっているところでございます。
- O議長(湯淺正司君) 他に質疑ありませんか。 15 番議員、五嶋義行君。
- **○15番(五嶋義行君)** 説明の内容というのは大体分かるんですが、第1条の中の第243条の2の2の第3項というのが地方自治法を見ても見つけられなかったんですが、これは何でしょうか。
- 〇議長(湯淺正司君) 総務部長。
- ○総務部長(髙木 洋君) 地方自治法第243条の2の2の第3項ですか。これにつきましては、これまでも条項等はございまして、あくまでも職員が金銭の支払い等に関しましてとか、例えば物品を故意に壊した、そういった分についての規定でございまして、読み上げますと、「地方公共団体の長は、第1項の職員が普通地方公共団体に損害を与えたと認めるときには、監査委員に対し、その事実があるかどうかを監査し賠償責任の有無及び賠償額を決定することを求め、その決定に基づき、期限を定めて賠償しなければならない」、これがただ今言われました第243条の2の2の第3項でございます。

今回上程させていただいている分については、新たに平成 29 年に地方自治法の改正がございまして、第 243 条の 2 ということで新たに追加された項目に関する条例の上程になってきます。

○議長(湯淺正司君) 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第4 議案第75号 阿蘇市部設置条例等の一部改正について

〇議長(湯淺正司君) 日程第4、議案第75号「阿蘇市部設置条例等の一部改正について」 を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(髙木 洋君) 議案書の5ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 75 号、阿蘇市部設置条例等の一部改正について、御説明を申し上げま

す。

まず、提案理由でございます。6 ページ、下のほうをお願い申し上げます。本件につきましては、令和4年4月1日に組織を再編することに伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

それでは、7 ページ、新旧対照表を基に御説明を申し上げます。組織再編につきましては、 先日の全員協議会におきまして御説明をさせていただいたところでございます。課の名称等 の変更によりまして、関係する条例、全部で 10 本になりますけれども、関係する条例の一 部改正、併せまして所要の改正を今回行わせていただくものでございます。

まず、第1条になります。阿蘇市部設置条例の一部改正でございます。第2条といたしまして、市民部の項の中で「(15) 養護老人ホームに関すること」について規定がされておりました。これにつきましては、民営化に伴いまして、今回整理削除といたしております。

次に、第2条になります。阿蘇市防災会議条例に関しましては、現行の「政策防災課」を 「防災情報課」に、また、第3条になります阿蘇市予防接種健康被害調査委員会設置条例に つきましても、現行の「ほけん課」を「市民部健康増進課」に変更するものでございます。

以下、第 10 条まで現行の条例に規定されています課の名称を令和 4 年 4 月 1 日の組織再編に併せまして改正を行うものでございます。

なお、本件につきましては、施行日を令和4年4月1日といたしております。 以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

O議長(湯淺正司君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第5 議案第76号 阿蘇市監査委員に関する条例の一部改正について

〇議長(湯淺正司君) 日程第 5、議案第 76 号「阿蘇市監査委員に関する条例の一部改正 について」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(髙木 洋君) それでは、続きまして議案第 76 号、阿蘇市監査委員に関する 条例の一部改正について、御説明を申し上げます。

議案書9ページからになります。まず、提案理由でございます。9ページ、下のほうをお願いします。本件は、地方自治法等の一部を改正する法律の施行等に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

10ページ、新旧対照表を基に御説明を申し上げます。

まず、第1条についてでございます。趣旨といたしまして、改正前の第11条に規定いた しておりました根拠法令であります法第200条第2項の規定を第1条に明記をいたしました。

第5条をお願いいたします。出納検査につきましては、毎月20日から30日までと規定を

いたしておりました例月出納検査について、不測の事態等により 20 日から 30 日までの期間 に出納検査を行うことができない場合も想定されますことから、休日その他やむを得ない理 由によりこの期間に出納検査を行うことができないときには、その期間を変更できる旨を追 加いたしております。

第9条、中段になってきます。地方自治法の改正に伴いまして、引用法令の番号のずれが 生じましたので、同条「第243条の2」を「第243条の2の2」に改正、第10条といたしま して、新たに請願の処理につきまして、根拠規定も含め、議会から請願の送付を受けたとき には、速やかに処理しなければならない旨を追加いたしております。

なお、本件につきましては、施行日を公布の日からといたしております。

以上、御提案申し上げますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長(湯淺正司君)** これより質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第6 議案第77号 阿蘇市手数料条例の一部改正について

○議長(湯淺正司君) 日程第 6、議案第 77 号「阿蘇市手数料条例の一部改正について」 を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(髙木 洋君) 続きまして、議案書 11 ページをお願い申し上げます。ただ今 議題としていただきました議案第 77 号、阿蘇市手数料条例の一部改正について、御説明を 申し上げます。

まず、提案理由になります。11 ページ、下のほうになります。本件は、火薬類取締法に基づく事務の熊本県からの権限移譲に伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

11ページの表を基に御説明をさせていただきます。

まず、これまで熊本県におきまして業務を行っておりました産業火薬に関する事務のうち、3 つの事務について権限移譲を受けることになりました。まず、1 つ目の事務といたしまして火薬類取締法に基づく譲渡しまたは譲受け及び消費の許可に関する事務、2 点目としまして立入検査に関する事務、3 点目といたしまして各種の認可、届出の受理、事故対応等に関する事務につきまして、令和4年4月1日からの事務移譲になってきます。この事務移譲につきましては、県内でも順次事務移譲が進んでおりますし、阿蘇郡市内各市町村においても4月1日から一括して受けることが方向性として決まっております。

それでは、このうち火薬類取締法に基づく譲渡しまたは譲受け及び消費の許可等に関する 事務の移譲に当たりまして、手数料が発生いたしております。これまで熊本県の手数料と同 額を、今回、阿蘇市手数料条例の別表に新たに火薬類としてそれぞれ追加を行うものでござ います。 まず、11ページ、一番上の段になってきます。火薬類取締法第17条第1項に基づく火薬類の譲渡しの許可申請に対する審査手数料1件につき1,200円でございます。この事務は、どういった事務かと申しますと、例えば発破作業等を伴う工事が終わった後に、いまだその事業者の手元に火薬類が残っている、そういった場合は当然火薬類を火薬販売店に返却する必要がございます。そのときの許可申請に対する手数料でございます。直近では、令和元年度に1件発生しており、令和2年度、令和3年度は発生していない、そういうふうにお聞きをいたしております。

下の段になってきます。これは、火薬類の譲受けの許可申請に対する審査手数料、例えますと、工事に当たって発破作業に必要な火薬類を火薬販売店から購入する際の申請に係る手数料になってまいります。3つに区分がされておりまして、まず1つ目といたしまして、火薬類が火工品のみの場合は1件につき2,400円、火工品を除く火薬類が25キログラム以下の場合は3,500円、その他の場合、25キログラムより多い場合1件につき6,900円と規定するものでございます。実績といたしましては、火工品のみの場合は、ここ数年、実際申請はあっておりません。2番目の火工品を除く火薬類25キログラム以下の場合は、令和2年度に1件発生しております。この1件につきましては、河川工事の中で発破作業が必要になる、そういった転石破砕のための火薬類の使用ということでお聞きをしております。その他としましては、25キログラムより多い場合になります。北側復旧ルート、また滝室坂トンネル等の工事の影響もありますし、採石場での作業等もございますので、令和元年度で8件、令和2年度も同じ8件の申請となっております。

本件につきましては、施行日を令和4年4月1日といたしておりまして、今後、年明けに は熊本県との事務引継を行った上で円滑な事務執行を心がけてまいりたいと考えております。 以上、御提案申し上げますので、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

- ○議長(湯淺正司君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 15 番議員、五嶋義行君。
- O15 番(五嶋義行君) 15 番、五嶋です。1 点だけ確認します。 我々は猟に使う火薬を購入する場合がありますが、そういうのはこれには該当しないわけですか。
- 〇議長(湯淺正司君) 政策防災課長。
- 〇政策防災課長(山本繁樹君) 猟に使うライフル用の鉄砲の弾、銃砲関係は、無許可で譲渡できるものに当てはまります。ただし、有効期間内において、例えば銃用雷管 300 個、黒色猟用火薬合計 600 グラム以下とか、様々な条件がございまして、それ以外にも実包で 300 個、ライフル銃は実包が 50 個以下を譲り受けるとか、基準の数字がございます。具体的には銃用雷管又は実包 300 個以下であれば、そういった手続はいりません。
- ○議長(湯淺正司君) 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第7 議案第78号 阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について

〇議長(湯淺正司君) 日程第 7、議案第 78 号「阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

市民部長の説明を求めます。

市民部長。

**〇市民部長(宮崎 隆君)** 議案集の 13 ページをお願いいたします。ただ今議題とさせていただきました議案第 78 号、阿蘇市国民健康保険条例の一部改正について、御説明をいたします。

まず、提案理由でございますが、本件は、出産育児一時金の支給額の見直しに関する健康保険法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、本条例の一部を改正するものであります。いわゆる上位法の改正に伴うものでございます。

14 ページの新旧対照表をお願いいたします。今回、第 6 条にありますとおり、改正前が「40万4,000円」、改正後が「40万8,000円」となっていますが、内容といたしましては、今回、産科医療補償制度を取り扱う公益財団法人への掛金、この部分が 4,000円引き下げられました。ただし、国民健康保険から払う大本の一時金は 42 万円となりますが、この部分は維持されることを踏まえての今回改正という形になっております。

補足いたしますと、通常出産を医療機関で行う場合は、すべての産科を取り扱う医療機関は、先ほどの医療補償制度に加入しておりますので、大本の一時金 42 万円から掛金が支払われます。今回の内容は、ごくまれではございますが、制度に加入していない状況での出産、例えば海外出産とか自宅出産などに係る出産一時金の支給額に関する改正という形になりますので、今回その部分を上程させていただいております。

以上、御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(湯淺正司君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第8 議案第79号 阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の一部改正について

○議長(湯淺正司君) 日程第 8、議案第 79 号「阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例の 一部改正について」を議題といたします。

経済部長の説明を求めます。

経済部長。

○経済部長(阿部節生君) おはようございます。

ただ今議題とさせていただきました議案第 79 号、阿蘇市なみの高原やすらぎ交流館条例 の一部改正について、御説明申し上げます。

議案集の 15 ページからになります。17 ページの提案理由ですが、本件は、なみの高原やすらぎ交流館の利用促進を図るため、本条例の一部を改正するものであります。

本施設につきましては、都市と農村の交流を図るため、平成 14 年に整備され、体験交流

や宿泊研修事業を行ってまいりましたが、ライフスタイルの変化や新型コロナウイルス感染症の影響により、本年度からの指定管理者の応募がなかったため、本年3月議会において本条例を改正いたしております。しかしながら、地元も含めた関係者との協議の中で合宿等の宿泊利用の意見が多く寄せられていることや新型コロナウイルス感染症も減少傾向にあることから、今般、所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、18ページからの新旧対照表において説明申し上げます。

まず、第5条、業務の第2号に宿泊に関する規定を加えまして、第6条に休館日に関する 規定を新たに加えております。以降、挿入に伴う条の繰下げを行いまして、第7条、使用時 間の第1号に宿泊時間の規定を新たに加えております。

また、21 ページからの別表第 1 については、従来漏れておりました食堂利用とストーブ 貸出しを新たに加えております。それと、使用時間も 1 時間ずつ間が空いていました関係で、 間が空かないように今回変更を行っております。

さらに、22ページに第 14 条関係の別表第 2 といたしまして、キャンプ利用も含めました 宿泊関係の料金を新たに定めております。

この改正は、公布の日から施行することといたしております。

説明は以上でございます。御審議方、よろしくお願いいたします。

○議長(湯淺正司君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) それでは、暫時休憩をいたします。11時5分から再開します。

午前 10 時 55 分 休憩

# 午前 11 時 05 分 再開

○議長(湯淺正司君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

### 日程第9 議案第80号 令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第9号)について

**○議長(湯淺正司君)** 日程第9、議案第80号「令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第9号)について」を議題といたします。

総務部財政課長の説明を求めます。

財政課長。

〇財政課長(廣瀬和英君) 失礼します。

ただ今議題としていただきました議案第80号、令和3年度阿蘇市一般会計補正予算(第9号)について、御説明申し上げます。

別冊2をお願いします。

まず、1ページ、第1条ですが、今回の補正予算(第9号)は、既定の歳入歳出予算の総

額に歳入歳出それぞれ 3 億 3,758 万 1,000 円を追加し、182 億 2,462 万 2,000 円の編成といたしております。

次の第2条、繰越明許費の補正から第4条、地方債の補正までにつきましては、5ページ 以降で御説明申し上げます。

5 ページをお願いします。まず、5 ページは、繰越明許費の補正になります。こちらの 3 つの事業に関しましては、すべて工事を伴うものでありまして、適正工期、また工事の進捗 状況等を考慮し、それぞれ繰り越す計画でございます。

続いて、6 ページを御覧ください。6 ページは、債務負担行為の補正でございます。今回 2 件追加しております。上の段の新型コロナウイルス対策経営安定資金事業につきましては、昨年から引き続きコロナの影響を受けて、経営が悪化した農林業者の方へ、令和3年分の資金借入れに係る利子補給及び保証料を助成するものでございまして、令和13年度までの10年間、限度額として243万5,000円を設定、計上しております。

続いて、7ページをお願いします。7ページは、地方債の補正になります。こちらの2つの事業につきましては、今回の補正予算で新規計上している事業でございまして、いずれも過疎対策事業債、充当率が100%、交付税算入率70%の、いわゆる過疎債を活用する計画でございます。

それでは、まず主な歳入予算について御説明させていただきます。

10 ページをお願いします。10 ページの一番上、右の説明欄の特別交付税になりますが、今回、既計上予算に5,000万円を追加しております。今年度の交付額はまだ確定しておりませんが、例年5億円以上の交付を受けておりますので、今回の補正予算で財源調整分ということで5,000万円を追加しております。

続いて、11 ページをお願いします。11 ページの一番上、国庫補助金になりますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,985万8,000円を追加計上しております。今回の補正予算では7件の新規事業に充当しておりますが、減額した事業もございますので、全体としては2,000万円弱の増としております。なお、阿蘇市に対する国からの交付限度額は、約2億8,000万円でございまして、残りの額につきましては、次なる事態を想定しまして、必要に応じて今後の予算に計上させていただく計画です。

続きまして、主な歳出予算について御説明申し上げます。

まず、19 ページをお願いします。19 ページの上から 4 段目になります。波野支所費の公 用車波野地区福祉バス購入費といたしまして 450 万円を計上しております。こちらは、コロ ナ対策として現在利用している8名乗りのワゴン車をステップ付きの10名乗りに買い替え、 車内の密を回避しまして、併せて高齢者等の乗降時の利便性を高めるものでございます。

続いて、23 ページをお願いします。23 ページは、前のページからの続きで、児童福祉総務費になります。下から2行目、子育て世帯への臨時特別給付金といたしまして1億8,000万円を計上しております。こちらは、国の経済対策で養育する方の年収など一定の要件を満たした18歳以下の児童を対象に1人当たり10万円相当を給付する事業ですが、そのうちの5万円の現金給付分につきましては、国の方針に基づき、年内に一部支給を開始する必要が

ございますので、今回、阿蘇市の18歳以下の児童、約3,600人掛ける5万円の1億8,000万円を計上しております。なお、財源は全額国庫補助金になります。

また、その1つ上を御覧ください。市子育で支援給付金といたしまして 4,680 万円を計上しております。こちらにつきましては、阿蘇市独自の事業でございまして、所得制限を設けず、18歳以下のすべての児童の皆さんを対象に一律1万3,000円を現金給付いたしまして、コロナ禍における入園、入学、進級、就職前の経済的負担に対し市独自で支援を行うものでございます。財源につきましては、コロナ臨時交付金を活用する計画です。

続いて、25 ページをお願いします。25 ページの上から2 行目、午睡ベッド、保育所、認定こども園の昼寝用のベッドの購入費といたしまして1,000 万円を計上しております。財源につきましては、コロナ臨時交付金を全額充当予定としております。

また、同じ 25 ページの下から 2 段目、役犬原児童館改修工事につきましては、施設の経年劣化により雨漏り等が発生している状況でございますので、施設内外部を改修するための費用 1,300 万円を計上しております。なお、財源につきましては、全額過疎債を充当する予定です。

次に、26 ページを御覧ください。26 ページの中段あたりになりますが、目 9 一の宮保健センター管理費のセンター改修工事につきましては、全員協議会で説明がございました来年度の組織再編で新設されます健康増進課の執務室をセンター1 階に配置することに伴い、センター2 階に診察室等を設ける計画でございまして、改修費用として 389 万 4,000 円を計上しております。

続いて、27 ページをお願いします。27 ページの一番下になります。大野川上流地区農業 用排水路測量設計業務委託料につきましては、排水状況が不良である茶臼塚団地の隣接農地 の排水路を整備するための測量設計費といたしまして500万円を計上しております。財源に つきましては、全額過疎債を充当予定としております。

次に、29 ページをお願いします。29 ページは、商工費になります。上から 4 行目、営業時間短縮要請協力金市負担金については、 $\triangle$ 1,761 万 6,000 円、それからその 1 つ下の地域振興緊急対策事業補助金、こちらはプレミアム付き商品券事業と雇用維持支援金事業分になりますけれども、 $\triangle$ 5,250 万円を計上しております。いずれもコロナ臨時交付金を活用している事業でございますが、実績見込額に応じてそれぞれ減額しております。

続いて、その2つ下になります。観光振興費ですが、宿泊施設等事業継続支援金といたしまして2,300万円を新たに計上しております。こちらは、コロナの第5波等の影響を受け、利用者が減少している市内宿泊施設、入場料などを徴収している有料の観光施設、それから観光体験事業所の方々に対し、これからの冬場のオフシーズンも鑑みまして、経営の維持確保に向けた支援を行うものでございます。

続いて、34 ページをお願いします。34 ページ、上の段は消防費になります。上から 2 段目の避難所等備品といたしまして、投光器、スポットクーラー、間仕切り、ベッド等の購入費 441 万 3,000 円を計上しております。財源は、すべてコロナ臨時交付金を充当する予定でございます。

次に、36 ページをお願いします。36 ページの左端、目 7 世界遺産推進費(郡市事業)になります。左から3列目の補正額欄を見ていただきますと、世界遺産推進費(郡市事業)全体として1,096万円を減額しております。減額理由といたしましては、今年度から郡市事業の事務を熊本県に移管したことによりまして、36 ページ以降、38 ページまでにかけまして、全般的に予算を減額するものでございます。

最後に、39 ページをお願いします。一番下の段の款 13 予備費になりますが、今回残った 財源につきましては、予備費に 104 万 9,000 円を追加し、補正後の予備費の額を 7,111 万 5,000 円といたしております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- ○議長(湯淺正司君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 19 番議員、河崎徳雄君。
- **○19 番(河崎德雄君)** 款の民生費、目の児童福祉施設ですけれども、役犬原児童館の改修工事となっておりますけれども。質問は 25 ページです。児童福祉施設、役犬原児童館の改修工事、今説明がありましたけれども、外構の雨漏り等となっておりますけれども、実際あそこは有効利用されておりません。雨漏りは仕方ないと思いますけれども、内側の改装はどのような改装をするんですか、それを質問いたします。
- 〇議長(湯淺正司君) 福祉課長。
- ○福祉課長(松岡幸治君) ただ今の質問にお答えします。

今、議員がおっしゃられたとおり、雨漏り等が激しくて、あそこは現在利用できない状態になっておりました。これは長年の懸案でもあったんですけれども、今後あそこを整備して、御存じのとおり、芝生の広い庭がありまして、子育て世帯に向けたスペースとし、子どもたちが遊べるようにしたりとか、子ども会、あとは今うちのほうでやっているファミリーサポートセンター事業というのがあるんですけれども、今まではファミリーサポートセンター事業は自宅でしか子どもを預かれないというルールだったんですけれども、制度が変わりまして、市とかが指定した場所であればそこで預かれるという制度になっております。あの場所をそういった形で開放することにより、ファミリーサポートセンター事業の利用もかなり有効性が増すと思っておりますし、子どもに関する会議、子ども会、こういった多方面の利用を期待して整備をするところです。

- 〇議長(湯淺正司君) 河﨑德雄君。
- **O19 番(河崎德雄君)** 今、活用方法について説明がありましたけれども、役犬原地区は、極端に言えば、子どもは全くおりません。そういうことで、そういう子育て支援で親子が来れば、役犬原も明るくなりますので、施設の目的に沿ったやり方でぜひよろしくお願いいたします。
- O議長(湯淺正司君) 他に質疑ありませんか。
  - 11 番議員、市原正君。
- **〇11番(市原 正君)** 11番、市原です。2点質問します。

まず、23ページの子育て世帯への臨時交付金、これ国のほうは10万円ということで、取

りあえず5万円の支給ということですが、あとの5万円については商品券だとかいろんなことがマスコミ等で言われていますが、それについて国からの情報とか、そういったのが入っていれば、答弁を求めたいと思います。

それと、もう 1 点は、36 ページ、世界遺産推進費、これは県へ移行したということで、いろんな減額補正になっていますけれども、最終的にこれに関して市の負担というのはどれぐらいになるのか、答弁を求めたいと思います。この 2 点、お願いします。

- 〇議長(湯淺正司君) 福祉課長。
- ○福祉課長(松岡幸治君) ただ今の質問にお答えします。

後半の先行給付として5万円きている分については、先週金曜にようやく決まって、私たちの手元に通知が来たのも本日来た形で、その後半の事業についてはいろいろ検討が進められているとは思いますけれども、正式な通知等はまだ来ておりません。

- 〇議長(湯淺正司君) 教育課長。
- 〇教育課長(藤井栄治君) 教育課です。

世界遺産についてでございますが、現在、令和3年から県のほうに事務事業が移管しておりますけれども、現在、阿蘇市の負担として市町村割があります。令和4年以降、県の事業がパワーアップして、増額して事業を推進していくことになれば市町村割も増額になると説明を受けているところでございます。

- ○議長(湯淺正司君) 他に質疑ありませんか。
  - 9番議員、園田浩文君。
- ○9番(園田浩文君) 9番、園田です。

29 ページの観光振興費、宿泊施設等の事業継続支援金ということでコロナ臨時交付金を 使われるみたいですけれども、対象の企業がどのくらいあるのか。それと、対象の企業や業 種によって、この支援金の金額は変わるのか、答弁をお願いします。

- 〇議長(湯淺正司君) 観光課長。
- **○観光課長(秦 美保子君)** 今回は、特徴といたしまして、昨年の冬も長期休園などを余儀なくされた大型観光施設と、これまで支援をしていなかった観光客受入れ事業者、それと宿泊キャンペーンを行っておりますけれども、ずっと見ていて、効果の少なかった宿泊施設に重きを置いた支援となっています。

3 つありまして、1 つ目は、大型の有料観光施設、2 つしかないんですけれども、阿蘇カドリー・ドミニオンと阿蘇火山博物館の支援になります。こちらのダメージ幅がずっと大きいので、この冬をしっかり応援しようということになりました。それで、誘客事業、集客、こういったことに取り組むということを条件に、そしてしっかり市内周遊に貢献していただくことを理由に阿蘇カドリー・ドミニオンに 500 万円、それと阿蘇火山博物館に 280 万円を助成します。こちらの金額というのは、これまで宿泊キャンペーンを 2 か年、4 回続けておりますけれども、大規模のホテル、旅館と同等、それよりちょっと下回るんですけれど、それぐらいの金額と捉えております。

2 つ目が、夏がほとんどお客さんは来ていません。それで、体験観光の部分も工房とか陶

芸とか、そちらの方に全く手が届いていませんでしたので、そちらの方まで広げて、体験観 光事業者としては 20 数件になると思いますが、一律 16 万円を助成します。

それと、宿泊施設に対しては一律 16 万円、夏が入りませんでしたので、そういった合計が 2,300 万円になります。

以上です。

- ○議長(湯淺正司君) 他に質疑ありませんか。
  - 8番議員、谷﨑利浩君。
- ○8番(谷﨑利浩君) 8番、谷﨑です。

25 ページの先ほど出ました役犬原の改築工事ですが、1,300 万円を上げられていまして、 過疎債ということですけれども、市債が上がった後、そのまま繰越明許にも上がっているん ですが、これは来年からやるということでしょうか。どういった経緯か、御説明をお願いし ます。

それと、23 ページの子ども医療費が結構増えていますが、この増えた要因はどういった ことか、御説明をお願いします。

それと、21 ページになります。国民健康保険事業特別会計繰出金、保険基盤安定分が1,300万円減額されておりますが、20 ページに戻りますと、これは国庫補助が1,000万円と一般財源が2,700万円、恐らく似たような金額で上がっておりますが、もともと安定化分は国庫補助100%と思っていたんですけれど、7割、3割だったんでしょうか、そこのところについてお尋ねいたします。

- 〇議長(湯淺正司君) 福祉課長。
- ○福祉課長(松岡幸治君) ただ今の質問にお答えします。

まず、最初の役犬原の施設の整備費ですけれども、工期を約5か月程度想定しております。 順調にいって来年の年明けぐらいに発注ができたとして、適正工期でいくと年を越してしま いますので、今回明許費で計上させていただいているところです。

子ども医療費増の理由ですけれども、複数考えられるんですけれども、去年から事業を始めまして、事業が皆さんに周知されていって、利用者が増えたかなという、いいほうの見方でいくと、利用の周知ができて増えてきたのかなというのがございます。子ども医療は1年間有効期限がございますので、去年分の申請というのが、これは私たちの見込みが甘かった部分もあるのかもしれないんですけれども、想定していたよりも利用者がある程度多かった。昨年度に比べて、やはり実際の受診件数も増えていると聞いております。これは確定ではございませんけれども、去年はやはりコロナでの受診控えがあったのが、今年は増えているのではという、これは、すみません、憶測ではございますけれども、そういった形での見方をしているところです。

- ○議長(湯淺正司君) ほけん課長。
- **〇ほけん課長(山中昭人君)** 国民健康保険事業特別会計の繰出金、保険基盤安定分の財源の内訳でございますが、4分の3を国と県、4分の1を市が負担するようになっております。 13ページの県支出金のほうに 4分の3分1,041万4,000円を計上させていただいているとこ

ろでございます。

- 〇議長(湯淺正司君) 谷﨑利浩君。
- **○8番(谷崎利浩君)** 今の繰出金についてですが、4分の3で4分の1が市の一般財源からということですね。その一般財源には、交付税措置とか、そういったものはないということでよろしいですか。
- 〇議長(湯淺正司君) ほけん課長。
- **○ほけん課長(山中昭人君)** 4分の1の分につきましては、交付税の対象ということになっております。
- ○議長(湯淺正司君) 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第 10 議案第 81 号 令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算(第 3 号)について

〇議長(湯淺正司君) 日程第 10、議案第 81 号「令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補 正予算(第 3 号)について」を議題といたします。

土木部住環境課長の説明を求めます。

住環境課長。

**○住環境課長(加藤勇二郎君)** それでは、ただ今議題としていただきました議案第 81 号、令和 3 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算につきまして、御説明を申し上げます。

別冊3をお願いいたします。

今回の補正は、既定の歳出予算の組替えによりまして、予算総額に変更はございません。 4ページをお願いいたします。歳出になります。

まず、目1下水道事業費、節12委託料の2行目になりますけれども、管渠点検調査業務委託料を1,811万4,000円増額しております。これは、業務内容の変更によりまして、同じ節内の上の行になりますけれども、処理場等耐震診断・設計業務委託料の一部を管渠点検調査業務委託料に組み替えるものでございます。

続きまして、その下、節 14 工事請負費になります。1 行目、管渠工事につきまして 600 万円増額をいたしております。これにつきましては、住宅新築によります下水道接続に伴いまして、市の管理部分でございます公共桝から下水管への接続分、その工事になりますけれども、今年度は例年に比べ工事件数が多かったことから、予算に不足が生じたため、増額補正するものでございます。この増額分は、同じく節 14 工事請負費の中から、また 4 ページの上のほうになりますけれども、目 2 維持管理費から、御覧のとおり、それぞれ組替えをいたしているところでございます。組替えによりまして、下水道事業特別会計の予算総額に増額はございません。

説明につきましては以上になります。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(湯淺正司君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第11 議案第82号 令和3年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号) について

〇議長(湯淺正司君) 日程第 11、議案第 82 号「令和 3 年度阿蘇市国民健康保険事業特別 会計補正予算(第 3 号)について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

**○ほけん課長(山中昭人君)** ただ今議題としていただきました議案第82号、令和3年度 阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について、御説明させていただきます。

別冊4をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条です。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 1,603 万 3,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 34 億 4,956 万 6,000 円と定めさせていただきました。

6 ページをお願いいたします。歳入でございます。款 10 繰入金、目 1 一般会計繰入金です。保険基盤安定繰入金といたしまして、保険税軽減分と保険者支援分を合わせまして1,388 万 5,000 円を減額しております。これは、本年度の保険基盤安定負担金の額の確定に伴います減額調整でございます。なお、この繰入金につきましては、一般会計で計上させていただいておりますが、4分の3を県、4分の1を市が負担しているものでございます。

続きまして、7ページをお願いいたします。一番上段の款 1 総務費、目 1 一般管理費、節 12 委託料でございます。国民健康保険システム改修業務委託料といたしまして 1,907 万 4,000 円を減額しております。これにつきましては、県内すべての市町村が同じ事務処理システムを共同利用するためのシステム改修費用として計上しておりましたが、今回、国において標準システムを令和 7 年度末までに導入するとの方針が示されましたので、熊本県の統一システムの改修を見送ることによる減額補正でございます。なお、県内 45 の市町村のうち、40 の市町村が今回の改修を見送っている状況でございます。この減額補正に伴い、歳入に計上しております特別調整交付金につきましても 242 万 9,000 円を減額補正しているところでございます。

次に、2 段目の款 3 国民健康保険事業費納付金でございます。これにつきましては、歳入の保険基盤安定繰入金の減額分 1,388 万 5,000 円を財源変更したものでございます。

次に、3段目の款11予備費でございます。財源調整といたしまして276万円を増額しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(湯淺正司君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第 12 議案第 83 号 令和 3 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)に ついて

〇議長(湯淺正司君) 日程第12、議案第83号「令和3年度阿蘇市介護保険事業特別会計 補正予算(第4号)について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

**○ほけん課長(山中昭人君)** ただ今議題としていただきました議案第83号、令和3年度 阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について、御説明させていただきます。

別冊5をお願いいたします。

今回の補正につきましては、歳出で償還金及び一般会計繰出金を追加し、予備費を減額しておりますので、予算総額の変更はございません。

6 ページをお願いいたします。款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金に 13 万 4,000 円を計上しております。

次に、7 ページをお願いいたします。項 3 繰出金、目 1 一般会計繰出金に 2 万 5,000 円を計上しております。

これら2つにつきましては、過年度分の地域支援事業交付金の精算に伴う返還金となります。なお、償還金と一般会計繰出金の合計 15万9,000円を予備費から充当しております。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長(湯淺正司君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第 13 議案第 84 号 令和 3 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第 3 号)について

〇議長(湯淺正司君) 日程第13、議案第84号「令和3年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)について」を議題といたします。

市民部ほけん課長の説明を求めます。

ほけん課長。

**○ほけん課長(山中昭人君)** ただ今議題としていただきました議案第84号、令和3年度 阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、御説明させていただきます。

別冊6をお願いいたします。

1 ページをお願いいたします。第 1 条でございます。既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 405 万 4,000 円を減額し、歳入歳出それぞれ 4 億 7,930 万 3,000 円と定めさせていただきました。

5ページをお願いいたします。歳入でございます。款4繰入金、目2保険基盤安定繰入金といたしまして413万1,000円を減額いたしております。これにつきましては、保険基盤安

定負担金の本年度分が確定したことに伴います減額調整でございます。

次に、6 ページをお願いいたします。2 段目の款2 後期高齢者医療広域連合納付金といたしまして413 万1,000 円を減額しております。これは、歳入の保険基盤安定繰入金の減額を反映させたものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

- **○議長(湯淺正司君)** これより質疑を行います。質疑はありませんか。 [「なし」と呼ぶ者あり]
- ○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第 14 議案第 85 号 令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算(第 3 号)について

**○議長(湯淺正司君)** 日程第 14、議案第 85 号「令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算 (第 3 号) について」を議題といたします。

阿蘇医療センター事務部長の説明を求めます。

医療センター事務部長。

**〇阿蘇医療センター事務部長(井野孝文君)** お疲れさまです。

ただ今議題としていただきました議案第 85 号、令和 3 年度阿蘇市病院事業会計補正予算 について、御説明させていただきます。

資料は、別冊7を御覧ください。

1 ページをお願いいたします。今回、第 3 号補正になります。まず、病院経営に係る予算になりますが、収益的収入につきまして、中段もとです。医業収益を 5 億 310 万 6,000 円減額し、合計額を 17 億 2,100 万 7,000 円、医業外収益を同額の 5 億 310 万 6,000 円増額し、合計額を 10 億 2,251 万 2,000 円としております。なお、規定の予算の組替えのため、病院事業収益合計額の変更はございません。

次に、第3条になりますが、建物・設備等資本に係る予算の資本的収入及び支出につきまして、資本的収入を1,000万円増額し、合計額を3億1,312万5,000円、資本的支出を800万円増額し、合計額を3億7,685万5,000円としております。その結果、過年度分損益勘定留保資金で補塡する額を200万円減額し、6,373万円に改めたところです。

詳細は、7 ページで御説明をさせていただきます。7 ページをお願いいたします。収益的収入です。説明順が前後しますが、2 医業外収益の欄を御覧いただきたいと思います。2 医業外収益の補助金につきまして5億310万6,000円を増額し、合計額を5億4,271万4,000円といたしました。内容につきましては、備考欄にありますが、新型コロナ感染症に係る患者等入院病床確保事業費補助金、いわゆる空床確保補助金につきまして、令和3年度も国の予算措置が継続しましたので、4月から9月までの半年間分の申請額5億310万6,000円を計上したところです。

次に、その上段ですが、医業収益のうち、入院収益を、今申し上げました補助金と同額の 5億310万6,000円を減額し、合計額を9億2,300万7,000円としております。内容は、入 院収益を4階病棟の空床確保分として補助金額と同額を減とさせていただいております。 次、8ページをお願いいたします。資本的収入及び支出になります。

まず、収入につきましては、企業債といたしまして、病院事業債を 1,000 万円増額し、 6,550 万円としております。内容につきましては、次に説明いたします病院改修事業の財源 としての借入れです。

次、支出につきましては、これも、すみません、前後しますが、2 固定資産購入費を 200 万円増額し、合計額を 2 億 1,446 万 9,000 円としております。備考欄にありますとおり、医療機器等購入費を増額しておりますが、これにつきましては、来年 4 月からオープンを予定しておりますが、院内保育所兼病児・病後児保育所の備品購入費用を予定しております。

次に、その上段です。建物工事費を600万円増額し、合計額を1,400万円としております。 まず、内訳につきましては、一般工事としては、本年度予定しておりました一部改修工事の 見直しを行いまして、未施工分 400 万円を減額しております。次に、設計監理費といたしま して管理棟増築工事設計業務委託料を1,000万円計上させていただいております。内容とい たしましては、診療体制の拡充と患者サービス向上のために、管理棟の増築工事を来年度、 令和4年度になりますが、予定しております。主な増築予定箇所につきましては、本年4月 から女性専門外来として婦人科外来を新たに開設したところですが、患者様とかの増加に伴 います診察室不足の解消を図るということで外来診察室の増設、また、今申し上げましたよ うに、女性専門外来を含めて、外来患者様がおかげさまで大変増えております。今のところ、 コロナ前の令和元年度を上回る年間5万3,000人ペースで増えておりますので、それに対応 するためのエントランスホール、待合室の拡張です。なお、御承知のとおり、コロナ、新興 感染症の感染対策としてスペースの確保が要望されておりますので、それを踏まえて、待合 室の拡張を予定しております。それと、ワクチンの3回目の接種のお話もあっておりますが、 当初、ワクチン接種会場が病院の中にありませんでしたので、暫定的に講堂を潰して、今、 接種を行っております。それに伴いまして、会議、カンファレンス、研修会等のスペースの 場所がないという状況がありますので、これからも予定されます恒常的なワクチン接種会場 の確保を踏まえて、そういったスペースの確保を予定しております。そのほかの小規模なと ころもあるんですが、全体的な規模としましては延べ 200 坪程度の増築を予定しており、そ の設計監理費になっております。なお、具体的には、設計完了後、改めて議員の皆様方にお 示しさせていただければと思っております。

説明は以上になります。御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

- O議長(湯淺正司君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。 8番議員、谷﨑利浩君。
- ○8番(谷﨑利浩君) 8番、谷﨑です。

8ページのスペース確保で管理棟工事設計委託が 1,000 万円ということですけれども、規模的には 1 億円程度のものになると思うんですが、スペース確保で、例えば何件かの飲食店でやっていますけれど、待っている間、車で待っていただくとか、順番を時間指定してやるとか、そういった工夫とかは今されているんでしょうか。

それと、これでスペースが確保された後、コロナが収まっていきますよね。その後の利用

とかは、何か別に考えておられるんでしょうか。

- ○議長(湯淺正司君) 医療センター事務部長。
- **○阿蘇医療センター事務部長(井野孝文君)** まず、御質問の待つための工夫につきましては、今のところ呼び出しとかの車での待機とか、発熱外来で行っておりますが、それ以外の一般の患者様については行っておりません。

あと、そもそも災害拠点病院としてそれなりのスペースを用意していたところですが、要は外来患者様の増加に伴いまして、実質的に、一つはコロナの感染予防ということでのスペースを確保する必要があります。それをもってして、外来患者様が増加しておりますので、非常に窮屈な思いをさせている状況もございますので、今回増築を考えたと。あと、併せて、先ほど申し上げましたように、講堂を潰しておりますので、実際、職員の会議、カンファレンス、研修会等、非常に場所に苦慮しております。それを併せたところで、今回増築工事を予定したところでございます。なので、別段コロナが収束して無駄になるということは考えておりません。有効活用を予定しております。

○議長(湯淺正司君) 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第 15 議案第 86 号 公の施設の指定管理者の指定について (阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」)

○議長(湯淺正司君) 日程第 15、議案第 86 号「公の施設の指定管理者の指定について (阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」)」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(髙木 洋君) 議案書に戻っていただきまして、23 ページをお願い申し上げます。ただ今議題としていただきました議案第 86 号、公の施設の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

提案理由でございます。本件は、公の施設の指定管理者を指定したいので、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項及び阿蘇市公の施設における指定管理者の手続きに関する条例第 5 条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、公の施設の名称、阿蘇内牧ファミリーパーク「あそ☆ビバ」であります。指定管理者に指定する団体及び代表者、株式会社ASOワークネット、代表者は、代表取締役社長、佐藤義興阿蘇市長でございます。指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

なお、本件につきましては、次の議案であります議案第87号、阿蘇中央公園と一体施設として、 今回一括して募集を行っております。

以上、御提案させていただきますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

○議長(湯淺正司君) これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第16 議案第87号 公の施設の指定管理者の指定について (阿蘇中央公園)

〇議長(湯淺正司君) 日程第 16、議案第 87 号「公の施設の指定管理者の指定について (阿蘇中央公園)」を議題といたします。

総務部長の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(髙木 洋君) 続きまして、議案第 87 号、公の施設の指定管理者の指定について、御説明を申し上げます。

議案書は 24 ページでございます。提案理由につきましては、重複しますので、申し訳ご ざいませんけれども、省かせていただきたいと思います。

公の施設の名称、阿蘇中央公園でございます。指定管理者に指定する団体及び代表者、株式会社ASOワークネット、代表者は、代表取締役社長、佐藤義興阿蘇市長でございます。指定の期間、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。

以上、御提案をさせていただきますので、御審議賜りますようお願いを申し上げます。

**○議長(湯淺正司君)** これより質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

# 日程第 17 陳情第 1号 所得税法第 56条の廃止を求める陳情書

〇議長(湯淺正司君) 日程第 17、陳情第 1 号「所得税法第 56 条の廃止を求める陳情書」 を議題といたします。

陳情書を議会事務局に朗読させます。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

○議長(湯淺正司君) では、省略いたします。

ただ今議題となっております陳情第1号につきましては、所管の総務常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。やがて 12 時になりますが、議案審議中のため、このまま続行したい と思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) それでは、このまま続行いたします。

### 日程第 18 議会活性化特別委員会調査報告

○議長(湯淺正司君) 日程第 18「議会活性化特別委員会調査報告」を議題といたします。
本件に関して、委員長の報告を求めます。

議会活性化特別委員会委員長、谷﨑利浩君。

# ○議会活性化特別委員長(谷崎利浩君) それでは、報告させていただきます。

阿蘇市議会活性化特別委員会報告書。

令和2年12月定例市議会において、議会活性化特別委員会に関する決議案が提出され、 定数9名による特別委員会が設置されました。本委員会に付託されました「阿蘇市議会の議 会活性化(議員定数を含む)についての調査研究」につきまして、これまで10回の委員会 を開催しましたので、その経過、調査結果について報告いたします。

# 【基本条例の制定】

議会基本条例については、準備委員会の「議会活性化の道筋をつくる」という決定を尊重 するとともに、地方自治における二元代表制の一翼を担う議会がその責任を果たすための基 本的な事項を定めることにより、市民の負託に応え、市政の発展、市民福祉の向上を目指し 「阿蘇市議会基本条例」を定めることといたしました。

条例の内容については、憲法や地方自治法、他の市町村の条例、市町村議長会の発行資料を参考に、議会の存在意義から議論をはじめ、一条一条丁寧に意見を交わしながら、委員各位の意見を集約し、骨組み的な内容といたしました。

議会基本条例の制定は、議員全体の共通認識がなければ成立しません。本市議会が、今まで以上にその役割と責務を果たしていくため、議員一人一人がこの条例を議会活動の基本として捉え、議会の機能強化や改革に積極的に取り組み、より一層、市民に信頼される議会を構築することで、市民の幸福と、魅力ある阿蘇市づくりに建設的に取り組んでいただきたいと思います。

なお、条例制定後は定期的な見直しや改正を継続するため、議会運営委員会へ、基本条例の管理、関連条例等の整理、申し合わせ事項の見直しについて要望を行うことといたしました。

## 【議員定数の見直し】

議員定数の見直しについては、各議員に対して実施しましたアンケート調査の結果、分析、 並びに県内各市、全国等の状況を十分把握し、基本として、民意を反映できる定数であるこ と、また若手が立候補できる環境を構築することを念頭に協議を進めてまいりました。

委員会では、アンケート調査結果や県内各市の定数状況、また前回の市議会選挙において 無投票となったことを踏まえた中で、定数削減はやむを得ないとの意見で一致しました。

しかしながら、具体的な議席数の審議では、「住民の意見を反映するため、また委員会運営を考えた場合は2名減が妥当」、「議員不在の地区が増え、住民の声が届かない」、「あまり急激に減らしてしまうと、若手が立候補しづらい」という18議席に賛同する意見と、「県内各市と比較した場合、4名減が妥当」、「人口が減っていく中、財政状況も厳しく、将来を見据え思い切って削減する必要がある」、「4名減で報酬を上げ、若手が出やすい環境をつくる」という16議席に賛同する意見がそれぞれ2分し、委員全員の意見が一致するまでには至りませんでした。

そこで、さらに調査を重ねたところ、委員会と議員全員の意見にねじれがある状況が分かりましたので、委員会で採決し議員削減の条例改正案を提出しても、本会議で否決されれば、

規定により委員会に差し戻すこともできず、議員削減の条例改正案が宙に浮き、議員削減そのものが難しくなる状況となりますので、再度、委員会での一致を試みましたが、意見の一致には至りませんでした。

このような状況から、9 月定例会において中間報告をし、各議員から調整に向けた御意見をいただき、再度議論を重ねてまいりましたが、調整案でも意見の一致が見られませんでした。

最終的に委員会では既に一致した意見である「議席の削減は必要」を提言とし、「本会議 で確実に削減できる方法を取る」ことをお願いすることといたしました。

#### 【広報・広聴の充実】

基本条例に「議会広報の充実」を明記し、「議会は、市政に係る様々な情報を議会独自の 観点から、常に市民に対し分かりやすく周知し、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよ う議会広報活動に努めること」としました。

委員会では、その具体的取組について議論を重ね、特に「議会中継システムの導入」、「広報紙の充実」、「ホームページの充実」を図ることが、現在の情報化時代にあった取組と判断いたしました。この結果を踏まえ、委員会として提言書を議会広報特別委員会へ提出することといたしました。

開かれた議会運営に資するためにも、議会だより、ホームページやインターネット動画配信など、議会からの情報発信を充実させる必要があると考えます。

当委員会では、議会活性化準備委員会において決定された検討議題について、多量の資料を準備し調査を進めてまいりました。他市町村の状況や、近年の議会をめぐる様々な動向等を知ることで、全国的に各地で進められている議会活性化に向けた動きの重要性を改めて感じることとなりました。

昨今の地方分権の進展により、自立的な自治運営を支えるために、議会の役割はますます 重要となっています。こうした要請に応えるため、市民に身近な議会として「開かれた議会」 を目指して、市民を代表する独立した機関として、市政を監視・評価する機能を果たし、政 策提言を行うために、議会、そして議員は常に自己研鑽、資質の向上を図りながら議会の活 性化を推し進めていく必要があります。市民の参加と協働のもと、公平・公正にして透明性 のある議会づくりを通して、市民の意見が反映でき、市民に信頼される議会として成長して いくことで、市民の福祉の向上、市政の発展に寄与することにつながっていくことになりま す。

今後とも、本市議会をはじめとする関係各位がこの議会活性化特別委員会の報告を前向き に受け止められ、新しい時代にふさわしい活性化した市議会の実現にともに取り組まれるこ とを切に願うものです。

結びに、「議員定数の適正化(見直し)」の検討を進めるに当たり、この議題に関するアンケート調査等に御協力いただきました関係各位に深く感謝し、本特別委員会の調査結果を申し上げ、報告といたします。

○議長(湯淺正司君) これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

# [「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯淺正司君) 質疑がなければ、以上で質疑を終わります。

以上で、議案等の質疑は終わりました。

各常任委員会付託につきましては、議案第74号から議案第87号までと陳情第1号をお手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会をいたします。

大変お疲れさまでした。

午後0時04分 散会